

**【戦略的 MICE 誘致促進事業】**

平成 31 年度 沖縄 MICE ブランド広報事業  
企画コンペティション仕様書

## 1. 総則

### 1.1 業務の件名

平成 31 年度沖縄 MICE ブランド広報事業

### 1.2 仕様書の目的

本仕様書は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)が受託事業者に委託する本業務に関する仕様を示すものとする。

## 2. 事業概要

### 2.1 事業の目的

本事業は、国内外の MICE 主催者に向けて「沖縄MICEブランド」を効果的に発信することで、ブランドイメージの浸透を図ることを目的とする。

### 2.2 事業の概要

平成 29 年度に沖縄が MICE 開催地として提供する価値を表現したロゴマーク及びタグラインからなる「沖縄 MICE ブランド」が構築され、平成 29 年度、平成 30 年度に沖縄 MICE ブランドの広報事業を実施した。本事業においては、国内外の主要な市場におけるメディア招聘及び広告出稿、沖縄で実施される MICE の海外メディアに向けたプレスリリース、プロモーションツールの作成を行い、沖縄 MICE ブランドの発信及び MICE 開催地としての沖縄の認知度向上を目指す。

### 2.3 委託内容

委託内容は、以下のとおり。

※沖縄 MICE ブランドについては別添1のブランドマニュアルおよび以下 URL リンクを参照すること。

[https://www.okinawamicenetwork.jp/mice\\_brand/](https://www.okinawamicenetwork.jp/mice_brand/)

#### (1) メディア招聘・広告出稿

国内外の主要な市場(東京、大阪、香港、クアラルンプール、バンコク、シンガポール等)の MICE主催者・ミーティングプランナー・PCO・旅行社等、開催地を提案・決定するキーパーソン毎、M/I/C/E毎に効果的に訴求出来るメディアの招聘及び広告出稿を行い、沖縄 MICE ブランドのイメージ浸透を図る。

#### (2) 海外メディア向けプレスリリース

海外から沖縄へ招聘したバイヤーに向けたセミナー・商談会「沖縄 MICE プロジェクト」の取材記事を制作し、中国・台湾・タイの主要な MICE 関連メディアに向けて多言語翻訳してプレスリリースを行う。なお、翻訳原稿のネイティブチェックは委託事業者にて行うこと。MICE プロジェクトの詳細は別添2を参照すること。

#### (3) プロモーションツール作成

沖縄MICEブランドを効果的に発信するため、以下のプロモーションツールを作成し、12月10日(火)までにOCVB本社へ納品する。

	品名	規格	個数
1	フリクションペン	LFBK-23EF-WBA/ MICEブランドロゴプリントまたはロゴシール貼付	15,000本
2	星砂キーホルダー	MICEブランドタグ付き	20,000個

(4) 事業の効果測定

活用するメディアごとに目標値を設定し、効果測定及び次年度に向けた具体的な改善策を報告書にまとめること。

(5) 実施報告書の作成

事業終了後は、A4カラーで印刷された報告書(30 ページ/概要版含む)を5部、報告書の電子データをCD等のメディアにて1部提出する。

(6) その他、OCVBと協議の上、業務遂行に必要とされる業務

## 2.4 見積書の項目

以下の項目で見積もること。尚、各項目について可能な限り明細が分かるように見積もること。

- (1) 広告出稿料
- (2) メディア招聘旅費
- (3) 取材・撮影費
- (4) プレスリリース記事作成料
- (5) 翻訳費
- (6) プロモーションツール作成料
- (7) 人件費
- (8) 管理費
- (9) 予備費
- (10) その他

## 3. 成果物等一覧

受託事業者が提出すべき成果物等は下記のとおりとする。

	成果物	納品形式・個数
1	広告データ	広告・記事コンテンツ・Webコンテンツ等の電子データ1部
2	取材記事	記事及び取材写真 電子データ1部
3	プロモーションツール	フリクションペン15,000本、星砂キーホルダー20,000個
4	実施報告書	A4カラー冊子5部、電子データ1部

## 4. その他

### 4.1 スケジュール

受託事業者は下記のスケジュールで業務を実施すること。

- (1) 沖縄 MICE プロジェクト商談会の取材: 令和元年 10 月 16 日
- (2) 沖縄 MICE プロジェクト取材記事のプレスリリース: 令和元年 10 月 31 日まで
- (3) 各種メディア招聘: 令和2年 1 月 31 日まで
- (4) 各種広告出稿: 令和2年 2 月 29 日まで
- (5) 効果測定及び完了報告書提出: 令和 2 年 3 月 6 日

#### 4.2 瑕疵担保責任

OCVB への引き渡し日から起算して1年間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行うこと。

#### 4.3 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、著作権法第 28 条および第 29 条に定める権利を含むすべての著作権(財産権)を、OCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物および第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に OCVB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条ないし第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本事業作成物で使用する文章、写真、図版などは全て沖縄県および OCVB 内での利用、或いは沖縄県又は OCVB が観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

#### 5. 注意事項

- (1) 提案内容については、下記の点に留意すること。
  - ① 本事業における企画提案をする企業はコンソーシアムを組んで応募することも可能とする。
  - ② 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書と異なる場合がある。
  - ③ 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。
- (2) 業務にかかった費用内訳およびその支払を証明する証票書類を1部提出すること。証票書類とは、別添3に明記しているものとする。

#### 【問い合わせ・書類提出先】

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

受入事業部 MICE 推進課 眞榮城、幸地、野村

Email:mice@ocvb.or.jp TEL/098-859-6130 FAX/098-859-6222

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2F